

新規観光客誘致に向けたさしみシティ賛同店舗賑わい創出業務に係る説明書

1 業務の概要

(1) 業務名

新規観光客誘致に向けたさしみシティ賛同店舗賑わい創出業務

(2) 業務内容

新規観光客誘致に向けたさしみシティ賛同店舗賑わい創出業務に係る仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 履行場所

指定場所

(5) 予算額

14,000,000円（消費税相当額を含む。）

(6) 業務実施上の条件

本業務の受託者としての条件は、令和7年3月31日現在、過去5年以内において、以下のア、イ、ウの全ての条件を満たすこととする。

ア 国、地方自治体、企業・団体等（以下「国等」という。）のグルメや観光のプロモーション（10,000,000円以上のもの）に関する業務経験が1件以上あること。

イ 飲食店をはじめ、民間企業等と協働したイベント企画・実施に関する業務経験が1件以上あること。

ウ 本業務に従事する業務責任者は、ア、イの双方の実務経験を有すること。

(7) 成果品

成果品の種類及び提出数並びに提出期限

提出する成果品は、原則として日本産業規格A4版（やむを得ない場合はA3版も可とする。）、文字サイズは全て10ポイント以上とし、紙媒体1部及びPDFを作成する。併せて、データ等を収録した記憶媒体（CD-R等）についても1部提出すること。

なお、報告書等の様式の詳細は、受託者との協議により別途定めるものとする。

番号	書類名	提出部数	提出期限
1	業務報告書	1部	令和8年3月31日（火）
2	その他本業務において作成した資料等	1部	
3	データ等を収録した記憶媒体（CD-R等）	1部	

(8) その他

ア 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。

イ 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合及び提案者としての提案資格を確認された旨の通知を受けなかった場合は、提案書を提出できない。

ウ 参加表明書及び提案書の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。

エ 提出された参加表明書及び提案書は、返却しない。

オ 提出された参加表明書及び提案書は、提案資格の確認及び受託者の特定以外に提案者に無断で使用しない。ただし、長崎市情報公開条例（平成１３年長崎市条例第２８号）に基づき、開示することがある。

カ 提出期限後における参加表明書及び提案書の差替え及び再提出は認めない。また、提案書に記載した配置予定の従事者は特段の事情がない限り変更することができない。

キ 次の場合は、以後の提案資格を喪失し、参加表明書及び提案書を無効とする。また、指名停止措置を行うことがある。

（ア） 提案資格を満たさないこととなった場合

（イ） 参加表明書、提案書等に虚偽の記載をした場合

ク 成果物に関する権利は、受託者固有の知識及び技術を除き、全て本市に帰属する。

ケ 受託者は、本業務を実施する場合においては、担当課と綿密に打合せを行うなど、相互の信頼関係を維持し、かつ、守秘義務を遵守しなければならない。また、契約終了後においても、知り得た情報を一切漏洩してはならない。

コ 参加表明者は、提案書の提出期限の前日までは提案を辞退することができる。この場合において、当該参加表明者はその旨を記載した書面を５（３）の場所に届け出なければならない。

２ スケジュール（予定）

内容	期限等
公告日	令和７年５月２日（金）
説明書その他資料配布期間	令和７年５月２日（金）から 令和７年６月１９日（木）午後５時３０分まで
説明書等に対する質問提出期間	令和７年５月２日（金）から 令和７年５月２０日（火）まで
質問に対する回答期限	令和７年５月２３日（金）午後５時３０分まで ※質問内容等を考慮した結果、直ちに回答したほうが良いと思われるものは適宜回答します。
参加表明の手続き期限	令和７年５月１６日（金）午後５時３０分まで（必着）
提案書提出要請日	令和７年５月２０日（火）
提案書提出期限	令和７年６月２０日（金）午後５時３０分まで（必着）
ヒアリング実施日	令和７年６月２７日（金）※予備日７月２日（水）
決定・非決定通知日	令和７年７月２日（水）
見積書提出期限	令和７年７月１６日（水） ※特定者に対して商業振興課から連絡します。
契約締結予定日	令和７年７月２３日（水）

3 参加表明の手続き

(1) 提出書類

「プロポーザル参加表明書（第1号様式）」「担当者連絡先（様式ア）」「業務等実績調書（様式ウ）」「配置予定者調書（様式エ）」

※1-(6)「業務実施上の条件」のとおり、参加条件を定めており、9「受託候補者特定のための基準」のとおり、業務実績が評価基準になっていることに留意すること。

(2) 提出期限

令和7年5月16日（金）午後5時30分必着（提出期限内に下記提出場所の課に到達していること。）

(3) 提出場所

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号 長崎市役所 14階

長崎市経済産業部商業振興課（電話：095-829-1150）

(4) 提出方法

持参、郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）その他宅配の方法（郵便法（昭和22年法律第165号）第4条第2項及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第1項に規定する信書の送達ができる方法に限る。）による。

電子メール及びファクシミリによる提出は受け付けないので留意すること。

4 提案資格の確認

参加表明書を提出した者について、公募型プロポーザル参加資格確認通知書により通知するとともに、プロポーザル参加要請書により提案書の提出を要請するものとする。

なお、提案資格が認められなかった者に対しては、選定しなかった旨及び選定しなかった理由を公募型プロポーザル参加資格確認通知書により通知するものとする。

通知予定日 令和7年5月20日（火）

5 説明書等に対する質問

(1) 受付方法

質問書（様式シ）に記載の上、電子メール又はファクシミリにより下記（3）に送信すること。あわせて、その旨を電話により連絡すること。なお、提出書類に関する記入方法など事務手続きに関するものを除き、電話等による照会には応じないので留意すること。

(2) 受付期間

公告日から令和7年5月20日（火）午後5時30分必着

(3) 質問書送付先及び連絡先

長崎市経済産業部商業振興課 長崎市役所 14階

電話：095-829-1150

E-mail: shogyo@city.nagasaki.lg.jp ファクシミリ：095-829-1151

(3) 質問に対する回答

令和7年5月23日（金）までに質問を取りまとめ、質問回答書（様式ス）により提案資格を満たす者すべてに直接電子メール又はファクシミリで回答する。ただし、質問内容等を考慮した結果、直ちに回答した方がよいと思われるものについては適宜回答する。

6 提案書の提出

(1) 提案書類

文書番号	書類名	様式	作成要領
1	提案書	第4号様式	
2	組織調書	様式イ	
3	参考見積書	様式オ	①予算額を超える場合は、審査の対象としない。 ②経費ごとに明細を記載すること。
4	業務等の実施方針	様式ケ	業務への取り組み体制、提案者の独自性などの特徴、特に重視する業務上の配慮事項（提案を求めている内容を除く）及びその他の業務実施上の配慮事項等を簡潔に記述すること。
5	業務等の実施手法	様式コ	業務フローは大まかな業務の流れ、工程計画は一つ当たりの業務の業務量などを記載し業務フローを補完すること。
6	企画書	任意様式	仕様書「5 業務項目」のほか提案内容について、図示等を用いてわかりやすく説明すること。（自由提案可）

(2) 参考見積の提出

提案書に記載する内容を踏まえて、本業務に係る参考見積を提出すること。

ただし、その取扱いは積算の際の参考および提案書を特定するための評価項目として用いることとする。
その際の評価の着目点は9に示す。

(3) 書類作成上の注意事項

用紙サイズは原則として日本工業規格A4版とし、文字サイズは全て10ポイント以上とする。ただし、やむを得ない場合はA3版も可とする。なお、提案にあたっては別途示す仕様書に基づき提案することとするが、仕様書に記載のない内容であっても、本業務を実施するにあたって有益であると考えられる内容については提案を妨げない。

(4) 提出部数

6-(1)の提出書類一式をセットにしたものを9部（うち1部は会社名あり、8部は会社名なし）とし、提案書（第4号様式）については、裏面を白紙とする。また、会社名なしの書類については、会社又は法人名、ロゴ、所在地等、提出者を特定できるような内容は記載しないこと。

(5) 提出期限

令和7年6月20日（金）午後5時30分まで【必着】（提出期限内に下記提出場所の課に到達していること。）

(6) 提出場所

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号 長崎市役所 14階
長崎市経済産業部商業振興課（電話：095-829-1150）

(7) 提出方法

持参、郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）その他宅配の方法（郵便法（昭和22年法律第165号）第4条第2項及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第1項に規定する信書の送達ができる方法に限る。）による。

7 ヒアリング

提出された提案書について、提案者から説明を受けるためヒアリングを行う。

(1) 実施日

令和7年6月27日（金）（詳細については別途、ヒアリング予定表（様式セ）にて通知する。）

(2) 持ち時間

説明（プレゼンテーション）及び質疑応答を実施する。

持ち時間については参加者数に応じて設定することとする。

※詳細については別途、ヒアリング予定表（様式セ）にて通知する。

(3) 出席者

3人以内とする。

(4) その他

説明は事前に提出された提案書に沿って行うこととし、資料の追加は認めない。

提案資格認定者が5者を超える場合、特定審査委員会において一次審査（書類選考）によりヒアリング実施業者を5者とする。

8 受託者の決定・非決定に関する事項

特定審査委員会による提案書及びヒアリングの評価結果を基に、受託者を決定し、受託者として決定した者に対しては、決定通知書により、受託者として決定しなかった者に対しては、非決定通知書により、それぞれ結果を通知する。

結果通知予定日 令和7年7月2日（水）

9 受託候補者特定のための基準

受託候補者を特定するための基準は、別添の「評価基準」のとおりとする。

10 契約書の作成の要否

要

11 担当課

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号 長崎市役所 14階

長崎市経済産業部商業振興課

電話：095-829-1150、FAX：095-829-1151

E-mail：shogyo@city.nagasaki.lg.jp